第14号様式（第23条関係）（日本工業規格Ａ列４番）

移 動 等 円 滑 化 実 績 等 報 告 書 （ 船 舶 ）

（　　年度）

住　　所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

１．船舶の移動等円滑化の達成状況（船舶ごとに記入）

（　　年3月31日現在）

船　　名	船種	総トン数	旅　客 定　員	建造年月日	就航航路	供用開始年月	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	乗降用設備への対応	基準適合客席の設置数	車いすスペースの設置数	乗降口と客席との間の経路の対応
		総トン		年 月	港～ 港間	年 月			席		
（合　計） 計　　隻							隻	隻	席		隻

客席と船内旅客用設備との間の経路の対応	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降機の設置基数	便所への対応	食堂への対応	売店への対応	遊歩甲板への対応	点状ブロックの設置の有無	運航情報提供設備の設置の有無	案内設備の設置の有無
	基 （　　）	基 （　　）	基							
隻	基 （　　）	基 （　　）	基	隻	隻	隻	隻	隻	隻	隻

２．旅客船の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる旅客船	計画内容 （目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。）

前年度の計画からの変更内容

（第14号様式）

注１．公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該船舶が公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している場合に〇印を記入し、（合計）には、〇印の合計数を記入すること。

２．乗降用設備への対応の欄には、当該船舶に乗降用設備が設置されていない場合は―印を、乗降用設備が設置されており、かつ、障害者対応型乗降用設備（公共交通移動等円滑化基準省令第47条の基準に適合する乗降用設備をいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型乗降用設備が設置されている場合は〇印を記入し、（合計）には、〇印の合計数を記入すること。

３．基準適合客席の設置数の欄には、当該船舶に設置された基準適合客席（公共交通移動等円滑化基準省令第49条第１項又は第２項の基準に適合する客席をいう。以下同じ。）の設置数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

４．車いすスペースの設置数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第50条の規定により設けられた車いすスペースの設置数を記入すること。

５．乗降口と客席との間の経路の対応の欄には、船舶の乗降口と客席との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第48条、第51条第１項及び第３項、第52条並びに第53条第１項から第５項までのすべての基準に適合する場合に〇印を記入し、（合計）には、〇印の合計数を記入すること。

６．客席と船内旅客用設備との間の経路の対応の欄には、客席と公共交通移動等円滑化基準省令第51条第２項の船内旅客用設備との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第51条第２項及び第３項、第52条並びに第53条第６項及び第７項の基準に適合する場合に〇印を記入し、（合計）には、〇印の合計数を記入すること。

７．エレベーターの設置基数の欄には、当該船舶に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第53条第２項及び第３項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。

８．エスカレーターの設置基数の欄には、当該船舶に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第53条第４項及び第５項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。

９．その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

10．便所への対応の欄には、当該船舶に便所が設置されていない場合は―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第54条の基準に適合するものをいう。以下この様式において同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は〇印を記入し、（合計）には、〇印の合計数を記入すること。

11．食堂への対応の欄には、当該船舶に食堂が設置されていない場合は―印を、食堂が設置されており、かつ、障害者対応型食堂（公共交通移動等円滑化基準省令第55条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型食堂が設置されている場合は〇印を記入し、（合計）には、〇印の合計数を記入すること。

12．売店への対応の欄には、当該船舶に売店が設置されていない場合は―印を、売店が設置されており、かつ、障害者対応型売店（公共交通移動等円滑化基準省令第56条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型売店が設置されている場合は〇印を記入し、（合計）には、〇印の合計数を記入すること。

13．遊歩甲板への対応の欄には、当該船舶に公共交通移動等円滑化基準省令第51条第２項の遊歩甲板（以下「遊歩甲板」という。）が設置されていない場合は―印を、遊歩甲板が設置されており、かつ、障害者対応型遊歩甲板（公共交通移動等円滑化基準省令第57条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型遊歩甲板が設置されている場合は〇印を記入し、（合計）には、〇印の合計数を記入すること。

14．点状ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第58条の基準に適合している場合に〇印を記入し、（合計）には、〇印の合計数を記入すること。

15．運航情報提供設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第59条の基準に適合している場合に〇印を記入し 、（合計）には、〇印の合計数を記入すること。

16．案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第60条に適合している場合に〇印を記入し、（合計）には、〇印の合計数を記入すること。

17．２から６まで及び10から16までについては、公共交通移動等円滑化基準省令第61条第２項の認定を受けていることにより基準への適用が除外されているものには「免除」と記入すること。